

「ハートフル西部事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定要綱」と表記）第8条第1項第4号の規定に基づき、「ハートフル西部事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等必要な事項については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」と表記）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領の他、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料兼仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案者の概要
- (2) 当該業務の運営方針及び実施場所
- (3) 児童生徒支援に関する具体的な提案
- (4) 保護者・在籍校・関係機関及び教育委員会との連携に関する具体的な提案
- (5) 運営に係る人員体制
- (6) 安全対策・事故発生時の対応方針

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者概要
- (2) 当該業務の運営方針及び実施場所
- (3) 児童生徒への支援について
- (4) 保護者・在籍校・関係機関及び教育委員会との連携について
- (5) 人員体制について
- (6) 安全対策・事故等発生時の対応について

2 財務状況については、専門家による評価を行うものとする。

3 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、提案者に通知する。

(評価結果の審査)

第5条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則 この要領は、令和7年12月2日から施行する。